

館林市子ども・子育て支援事業計画（第2期）骨子案

第1章 計画の概要

本市は、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法（令和7年まで延長）に基づく計画を一体化した計画「館林市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施しています。

この計画が平成31年度末をもって終了することから、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本市の現状と課題を分析・整理し、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とした計画を策定します。

（1）計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき策定される計画であるとともに、館林市における最上位計画である「たてばやし市民計画2020／館林市第五次総合計画」の将来都市像である「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」を具体的に実現する計画として位置づけます。

また、この計画については、次に掲げる計画と整合性を図りながら策定します。

- ・ 館林市第三次地域福祉計画
- ・ 第三次館林市障がい者計画
- ・ 館林市健康づくり計画 健康たてばやし21
- ・ たてばやし男女共同参画プランV

（2）計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定する館林市子ども・子育て会議を中心とした審議や平成31年2月に実施した子ども・子育てに関する状況や意向等のニーズ調査を踏まえ、策定します。

（3）計画の期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5年間

2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	2024年度 (R6年度)
現行計画（2015～2019）					第2期計画（2020～2024）				

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

- (1) 人口及び世帯数等の推移（人口、出生数、教育・保育施設の利用状況等）
- (2) ニーズ調査結果等

第3章 計画の基本理念 【検討】

本市は、館林市の目指す都市像である「水と緑と人が輝く共創都市」を実現するため、自然、歴史、文化を大切し、地理的特性や産業特性の一層の活用を図り、市民の安心とゆとりの実現を目指したまちづくりを推進してきました。

国の子ども・子育て支援法の基本理念は、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」となっています。

これらのことをうけ、第1期計画の基本理念は、すべての子育て家庭が安心して子育てを行い、すべての子どもがいきいきと育つことを目指し

「安心して子どもと親が笑顔でいきいき育つまち」

を掲げてきました。

委員の皆様へのお願い

第2期計画においても、同様の基本理念を掲げるか、新たな基本理念を掲げるか本会議で検討していただきたいと考えております。

皆さんが願う館林市の子ども・子育て支援の将来像とはどういったものでしょうか。キーワードでもよいので、会議当日までにご検討お願いいたします。

参考

○たてばやし市民計画 2020／館林市第五次総合計画

「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」

基本目的 11

「子育てを社会全体で支えあい、元気な子どもが育つまちになる」

次代を担う子どもたちが地域社会の見守りの中で明るく元気に育まれるまちを目指します。

ポイント

わかりやすく、覚えやすく、端的に、子ども・子育て支援の将来像を表す言葉。

第4章 施策の展開

(1) 子ども・子育て支援施策の取組

子ども・子育て新制度の円滑な実施に向けて、以下を目標とします。

①教育・保育の量的拡大と質の確保

乳幼児期における保育の量的拡大と全ての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整えます。

②地域の子ども・子育て支援の充実

子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援を行います。

③幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

④産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

⑤関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

⑥職業生活と家庭生活との両立

(2) そのほかの子ども・子育て支援に関する取組

①ひとり親家庭に対する支援

②障がい児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援

③子どもの養育に対する支援

④子どもの未来をつなぐ支援（子どもの貧困対策）

⑤経済的な支援

⑥子どもの安全のための支援

⑦地域が中心となった子育て支援

第5章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、広範な分野にまたがる子ども・子育て支援の施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開すると共に、必要に応じて「館林市子ども・子育て会議」の意見を反映させ、地域における関係者等との協力を得ながら、子ども・子育て支援の環境向上に努めます。

(2) 計画の点検・評価

本計画の推進に当たり、各年度の計画の達成状況について「館林市子ども・子育て会議」において点検及び評価を実施します。

また、点検及び評価の結果については、市ホームページや「広報館林」により市民に公開し周知を図ります。